

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算との取り扱いが変わります。

これまで障害基礎年金の子の加算については、受給権発生時に生計を維持している子がある場合に行われていましたが、平成23年4月から「国民年金法等の一部を改正する法律」及び「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」が施行され、受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも子の加算を行うこととされました。

児童扶養手当については、児童が父又は母に支給される公的年金給付の加算の対象となっているときは手当が支給されませんでした。今回の法改正により、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合においては、児童扶養手当を受給できるようになります。

○ 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更できる場合

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がい(国民年金又は厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能です。

○ 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更できない場合

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更はできません。

○ 児童扶養手当の認定請求について

現在、障害基礎年金の子の加算対象になっている為に児童扶養手当を受給していない方で、今回の改正により児童扶養手当を受給するには手続きが必要となります。

平成23年4月分から手当を受給するには、平成23年3月中の手続きが必要となります。ただし、災害その他やむを得ない理由により請求できなかった場合にはこの限りではありませんので、平成23年8月31日までに手続きをしてください。

【申し込み・問い合わせ先】 区役所健康福祉課